農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に 該当するかどうかの基準(抄)

- 二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第三条第一項第五号(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。
 - イ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験及び容 器内試験において一年未満である農薬以外の農薬であつて、法第二条第二項第三号の 事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地 において通常栽培される農作物が当該農地の土壌の当該農薬の使用に係る汚染により 汚染されることとなるもの(その農作物の汚染の程度が微弱であること、当該農薬の 毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。)である こと。
 - 口 当該農薬の成分物質等の土壌中において<u>二分の一に減少する期間がほ場試験及び容器内試験において一年未満である農薬であつて</u>、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、<u>その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合しないものとなるものであること。</u>
 - ハ 当該農薬の成分物質等が土壌中において<u>二分の一に減少する期間がほ場試験及び容</u> <u>器内試験において一年未満であり、かつ、家畜の体内に蓄積される性質を有する農薬</u> であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使 用した場合に、<u>その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家</u> <u>畜の飼料の用に供される農作物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの</u> (その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由によ り有害でないと認められるものを除く。)であること。